

## 中央区保健医療福祉計画 2020 の改定について

## 1 改定の趣旨

令和2(2020)年3月に策定した「保健医療福祉計画2020」は、令和2(2020)年度から令和8(2026)年度までの7年間を計画期間としており、中間期である令和5年度に計画の見直しを行うとともに、中央区重層的支援体制整備事業実施計画を策定しました。

また、「保健医療福祉計画2020の進行管理」においては、毎年度実施している主な取組・事業の評価に加え、計画の最終年度である令和8年度に「最終評価」を実施します。

最終評価の実施により主な取組・事業の達成状況や課題を整理し、今後の対応や方向性を検討するとともに、社会福祉法の改正や社会情勢の変化といった影響を踏まえた計画の改定を行い、次期計画の実効性向上を図っていきます。

## 「計画の期間」

第6次 中央区保健医療福祉計画 2027(仮称) 計画期間: 6年間(前後期3年毎に見直し)

	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033
中央区基本計画	基本計画2018			基本計画2023				基本計画2028(予定)						
保健医療福祉計画 (地域福祉計画)	前期						後期						第7次	
	第5次2020(2020~2026年)						第6次2027(2027~2032年)							
中央区障害者計画・ 障害福祉計画・障害児福祉計画(3年)	障害者計画 第5期 第1期	障害者計画 第6期 第2期			障害者計画 第7期 第3期			障害者計画 第8期 第4期				障害者計画 第9期 第5期		...
中央区高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画(3年)	第7期	第8期			第9期			第10期				第11期		...
中央区こども計画(中央区子ども・子育て 支援事業計画(5年))	第2期				第3期			第4期				...		
中央区健康・食育プラン(12年)	プラン2013				プラン2024				...					
社会福祉協議会 地域福祉活動計画(6年)	第1期	第2期					第3期				...			

## 2 最終評価の実施方法 (参考: 中央区保健医療福祉計画 2020(令和6年3月見直し) p24)

本計画では、3つの基本施策のもと、15の施策の方向性、72の主な取組・事業を定め、主な取組ごとに指標を設定しています。最終評価の実施にあたっては、以下の観点により取組を評価し、総合的に評価します。

## (1) 各所管課による取組・事業の実施状況の評価

令和6、7年度における取組の実施状況・成果と、それに対する評価、次期計画に向けて残された課題とそれに対する方向性を整理します。

## (2) 指標の達成状況の評価

令和7年度の指標の推移と令和8年度の目標値を比較し、達成状況を確認します。

## (3) 推進委員会による評価

(1)、(2)の評価を踏まえ、推進委員会において、取組・事業の進捗状況の確認・評価、次期計画に向けた課題の提示等を行います。

### 3 最終評価シートについて

最終評価の実施にあたっては、各所管課による取組・事業の評価を15の施策の方向性ごとに、「最終評価シート」としてまとめ、推進委員会に報告します。

#### (1) シートの構成

##### 基本施策1

##### 施策の方向性(1)

- 1 評価・事業の実施状況と成果(令和6年度～7年度)
- 2 指標の推移
- 3 課題
- 4 今後の方向性
- 5 推進委員会による評価・意見等

15の施策の方向性ごとに  
1～5の項目を記載する

#### (2) シートのひな型

別紙1-2、別紙1-3のとおり

### 4 改定のポイント

#### (1) 最終評価を踏まえた見直し

最終評価の実施により明らかになった課題と今後の方向性を踏まえ、指標項目や目標値、取組・事業内容の見直しを行います。

#### (2) 現状データの時点更新

保健医療福祉計画第2章に掲載している区の現状データ(人口等)を令和8年度時点のデータに更新します。

(参考:中央区保健医療福祉計画2020(令和6年3月見直し) p5~19)

#### (3) 関連計画との整合性

保健医療福祉計画の上位計画である基本構想・基本計画、関連する個別計画との整合性を図ります。

#### (4) 新しい事項の追記

社会福祉法の改正や計画策定後に生じた社会情勢等の変化、SDGs・孤独孤立対策等の新しい事項について、必要に応じて計画への追記、体系や取組・事業の見直しを行います。

#### (5) 重層的支援体制整備事業実施計画の改定

保健医療福祉計画に内包される重層的支援体制整備実施計画についても、計画期間を令和6年度から令和8年度の3年間としているため、改定を行います。

(参考:中央区保健医療福祉計画2020(令和6年3月見直し) p44~52)